

## ロンドン事務所

### 英国の選挙管理委員会について【英国】

2005年9月、将来の英国の選挙制度改革の方向性が、政府および選挙管理委員会から示された。まず初めに、選挙管理委員会(The Electoral Commission)<sup>1</sup>は、定期的実施されている地方自治体の境界に関する報告書を利用し、イングランドにおける地方議員総数を削減する可能性のある法案を作成すると発表した。現在イングランド全体で、34のカウンティ(県に相当)、238のディストリクト(市町村に相当)および116のユニタリー(一層制自治体)で約19,000人の議員が存在している。

選挙管理委員会の示す方向性は、よりスリム化した効率的な地方自治体の規模を模索している政府の意見や2006年に発行される予定の地方自治白書の影響を色濃く反映している。また、現在様々な周期で実施されている地方自治体での選挙を国政選挙と同様の4年周期に統一したいと考えている政府の方針とも一致している。

選挙管理委員会は、選挙活動資金や政党の届出等の選挙に関する法定事務を監督するとともに、将来の選挙政策を政府に具申する機関として、2001年に設立されている。政府に提出された意見に拘束力はないが、政府と委員会間の一部の意見の対立を除いて、これまではおおむね実施に移されている。2002年には、別組織として各自治体および地域の境界を調査し、適切な区割りや定員を政府に具申するイングランド境界委員会(The Boundary Committee for England)<sup>2</sup>の業務を引き継いでいる。境界委員会によって実施される以前は、イングランド地方自治体委員会(The Local Government Commission for England)<sup>3</sup>によってこの業務は実施されていたが、その調査業務は、政治的な事情よりもむしろ地域の様々な事情に大きく影響を受けていた。現在では、こ

---

<sup>1</sup>選挙管理委員会(The Electoral Commission)

2000年の「政党・選挙およびレファレンダム法(Political Parties, Elections and Referendums Act 2000)」の成立を受け、2001年に設立。

<sup>2</sup>イングランド境界委員会(The Boundary Committee for England)

2002年「政党・選挙およびレファレンダム法」によって、イングランド地方自治体委員会の業務を引き継ぎ設立された、選挙管理委員会の下部組織。地方選挙のみを所管しており、国政選挙は、別組織のイングランド区域検討委員会(The Boundary Commission for England)が所管している。

<sup>3</sup>イングランド地方自治体委員会(The Local Government Commission for England)

2002年、イングランド境界委員会へ業務を移管し廃止。

の業務は選挙管理委員会によって監督されているため、「より少数の議員で、より効果的に自治体を運営できる」という政府内で広く支持されている考えにより配慮できるようになっている。また、選挙管理委員会は、現状の統計的な数字（有権者数）によって線引きされている選挙区の境界を、より住民の生活実態にあわせたものに作り変えることを目指している。一方、委員会からの境界変更の提案があった場合、その関係自治体は3ヶ月以内に意見を述べることができる。

選挙管理委員会にとっては、最近の報告書で批判の出ている有権者登録手続きも懸案事項となっている。2000年に、選挙管理委員会の設立に関して制定された法律の中で、政府は、年に一度(10月)であった有権者登録時期を、毎月行うことができるように変更している。現在、有権者登録に関する事務は、ディストリクトおよびユニタリーが所管しており、登録事務にかかる経費を負担している。このように、法律に基づいて厳格に手続きが行われている中、自治体の努力にもかかわらず、転入・転出の際に登録手続きをしないため、名簿に載らない人も多いのが現状となっている。

この登録制度は、住居単位の登録となっているため、自治体はその住居内に何人の有権者がいるのか調査を行う必要がある。選挙管理委員会の統計によれば、8～9%の有権者が有権者名簿から漏れているため、住居単位ではなく、個人単位での登録に変更するよう政府に要望している。しかしながら、憲法省(The Department for Constitutional Affairs)は、報告書によって、懸念が表明されているにもかかわらず、個人単位への登録変更の必要性を否定している。その報告書によると、都市部では流動人口が多く、登録手続きをしていない者が多いが、特にロンドンでは、18%の有権者が選挙登録を行っていないとされている。一方、閣内相である下院議長は、全ての有権者を登録するための手段として、カウンスル・タックス<sup>4</sup>を収めた納税者を各自治体が自動的に登録できるような方法を提案している。また政府も、カウンスル・タックスを未払いのまま転出した者を捕捉するための全国的なデータベースに、有権者情報を登録しておく可能性を模索している。

最後に、この登録事務に関する報告書と、境界委員会の協議内容は、様々な不正が原因で、政府が行った試験的電子投票制度を廃止するよう勧告した憲法

---

<sup>4</sup> カウンスル・タックス

イギリス唯一の地方税。日本の固定資産税に類似するレイトと人頭税であるコミュニティ・チャージの2つの要素を持った税。

省の意見とも一致している。最近不正投票によって、議員に対して有罪判決が出ている現状から、政府は、希望者に対して郵便投票の選択肢を残しながらも、「今後、全ての選挙を通常通り記名式の投票で実施する」と明言している。

( 参照 )

<http://society.guardian.co.uk/localgovt/news/0,8368,1561708,00.html>

<http://www.electoralcommission.gov.uk/media-centre/newsreleasecorporate.cfm/news/472>

<http://www.electoralcommission.gov.uk/media-centre/newsreleasereviews.cfm/news/473>

<http://society.guardian.co.uk/localgovt/story/0,7890,1563784,00.html>

<http://www.epolitix.com/EN/News/200509/e477dcbb-4715-40e5-81fe-a8c73cc2d980.htm>

[http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk\\_news/politics/4217180.stm](http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4217180.stm)

<http://society.guardian.co.uk/localgovt/story/0,7890,1564343,00.html>

<http://www.epolitix.com/EN/News/200509/5a296db8-9424-426a-9e10-eccd973a4bf5.htm>

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk\\_politics/4219008.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk_politics/4219008.stm)

## **グレーター・ロンドン・オーソリティを巡る動向【英国】**

ロンドンは、7月に起きた連続爆破テロ事件や2012年五輪誘致の成功などから、政治論争でも重要なものとして取り上げられている。政府は、今月グレーター・ロンドン・オーソリティ（以下「GLA」）の権限を検証することを発表した。所管の副首相府は、2006年早々に提言を盛り込んだ報告書を発表する予定である。政府が行う本検討の実施については、2005年5月の英国総選挙（下院議員選挙）時の労働党マニフェストに盛り込まれていたものだが、これは「ロンドンの自治体構造のあり方に関する検討委員会」の活動の後半と重なる時期に行われることとなった。「ロンドンの自治体構造のあり方に関する検討委員会」は、2004年にロンドン議会（GLA議会）とロンドン区協議会（ロンドン区の連合組織）が共同で設置したもので、GLA創設5年目に、そして1978年に出されたマーシャル報告書以来初めて、ロンドンの自治体構造のあり方を検討するものである。マーシャル報告書は、当時のグレーター・ロンドン・カウン

シル<sup>5</sup>の委託により行われたものであったが、その提言内容は当時の保守党政権からは無視されていた。今回副首相府が行う検討の報告書には、「ロンドンの自治体構造のあり方に関する検討委員会」がまとめる結果の中から好都合なものを取り入れたものになりそうである。報告書発表後、必要な法律制定が行われ、ロンドン市長に新たな権限が与えられるかもしれない。権限委譲の可能性が高いとみられているのは、廃棄物に関する政策とソーシャル・ハウジング（低所得者層向けの住宅）に関する権限であるが、今のところ政府は、この報告書は単に首都ロンドンにおける中央政府、広域自治体、地方自治体のバランスが適切であるかどうかを検証するものにすぎないとしている。

また、このロンドンに関する検討は、政府が最近ロンドン以外の大都市圏について行っている検討と同時期に行われることとなった。それは、どのようにしたら、公選による広域行政組織がない状態で、イングランド地域の核となる大都市（ロンドンを除く8大都市のこと。具体的には、バーミンガム、ブリストル、リーズ、リバプール、マンチェスター、ニューカッスル、ノッティンガム、シェフィールドを指す。）がヨーロッパの大都市との競争に打ち勝ち、地域経済活性化の牽引役となることができるか、ということに関する検討である。大都市圏を推進しようとする政府の姿勢は、ケン・リビングストン市長の率いるGLAが全体として成功しているという政府の見方を示すものである。特にロンドン中心地区における混雑課金制度は、その導入目的を達成しただけでなく、一大プロジェクトが予定どおりかつ予算どおりに進められることが可能であるということを示したものであった。

一方、今年2月にロンドン市庁舎の外でリビングストン市長と夕刊紙「イブニング・スタンダード」の記者との間で起きた出来事に関して、イングランド基準委員会<sup>6</sup>が市長の行動規範違反の有無について調査を行うことになった。この出来事には、ナチスの「強制収容所の看守」になぞらえられたことからユダヤ人であることを市長に侮辱されたと感じた記者とリビングストン市長との間の興奮した会話の応酬が含まれている。この件に関しては、まずGLAの倫理委

---

<sup>5</sup> グレーター・ロンドン・カウンシル（Greater London Council）は、1964年に創設されたロンドンの広域自治体で1964年～1986年まで存続したが、1986年に当時のサッチャー保守党政権により廃止された。その後ロンドンには広域自治体が存在していなかったが、1997年に政権を獲得した労働党は、ロンドンの広域自治体の復活を選挙公約に掲げており、その公約どおり2000年にグレーター・ロンドン・オーソリティ（GLA）が発足した。

<sup>6</sup> イングランド基準委員会は、公選で選ばれた職にあるもの（議員等）が行動規範に即した倫理ある行動をとることを担保する目的で設置された委員会であり、委員は国務大臣により任命される。その役割は、行動規範に関する指針を出すこと、そして行動規範違反の疑いがある事例について調査することである。また、基準委員会は、公選の役職にある者に行動規範違反があった場合、停職や資格剥奪を命じる権限を有している。

員会が行動規範違反に関する申し立ての審査を行ったものの、市長が同記者への謝罪を拒否したため、イングランド基準委員会に持ち込まれることとなったものである。同委員会は年末までに審査を行う予定である。

なお、リビングストン市長は、最近マスコミに対して、2012年ロンドン五輪を監督するため市長をさらにもう二期務め、2016年に市長職を退くことにしたいという意向を表明した。

さらに、9月にはロンドン議会に新たな会派が誕生した。全25名のロンドン議会議員中、デミアン・ホックニー氏とピーター・ハルム＝クロス氏の二名が、One London という会派を結成した。この二人は、2004年のロンドン議会議員選挙で、英国独立党の比例代表としてロンドン議会議員に初当選した。英国独立党の主要メンバーの一人に、人種と移民に関する強硬な意見の持ち主として知られる元ニュースキャスターのロバート・キルロイ＝シルク欧州議会議員がいたが、同氏は党内の勢力争いの結果、英国独立党を離党し、2005年2月に新党「ヴェリタス」を結成した。その際、ロンドン議会の二議員も「ヴェリタス」党に入党、そのうちのデミアン・ホックニー氏は副党首となった。しかしながら、「ヴェリタス」党は2005年総選挙で惨敗を喫したため、キルロイ＝シルク氏が党首を辞任、同党を脱退したのに伴い、ロンドン議会の二議員も「ヴェリタス」党を脱退し、新会派を結成したものである。その会派名である One London は、7月の連続爆破事件を受けてケン・リビングストン市長がロンドン市民の連帯を訴えるスローガンとして採用したものの「One London」と同じであり、そのスローガンはロンドンの公共交通機関や道路脇に掲げられているため、同会派は無料の広報により利益を得ているといえるかもしれない。同党の綱領は、基本的には英国独立党と同様に右寄りであり、欧州連合（EU）からの脱退（GLAの権限外）、混雑課金制度反対、官僚主義反対、政治的穏健性反対を主張しているほか、低い税金、小さな政府、治安維持改善を訴えている。

（参照）

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/england/london/4198720.stm>

<http://www.epolitix.com/EN/News/200508/5e169910-a924-40fa-93e5-6b135634df12.htm>

<http://society.guardian.co.uk/localgovt/news/0,8368,1559720,00.html>

[http://www.odpm.gov.uk/pns/displaypn.cgi?pn\\_id=2005\\_0182](http://www.odpm.gov.uk/pns/displaypn.cgi?pn_id=2005_0182)

<http://www.alg.gov.uk/doc.asp?doc=15261&cat=935>

<http://www.epolitix.com/EN/News/200509/8128254c-3876-403d-a927-36b29c>

[12551b.htm](#)

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/england/london/4291844.stm>

<http://www.onelondon.org.uk/>

## イングランド基準委員会【英国】

2001年に設立されたイングランド基準委員会（Standards Board for England：以下「委員会」とする。）は、設立当初より問題視されてきた存在である。この委員会は、1990年代に起こった地方自治体議員による不正事件、例えばドンカスター（サウス・ヨークシャー県内にあるメトロポリタン・バラ・カウンシル）議員の公金不正使用事件<sup>7</sup>やウェストminster区（ロンドン中心部）議員の公営住宅不正払い下げ事件<sup>8</sup>といったいくつか著名なスキャンダル事件に対する改革として、政府によって設置されたものである。委員会はイングランドの全地方自治体の議会、消防・警察機関、グレーター・ロンドン・オーソリティ（GLA）を調査対象とし、議員が行動規範に違反して権利を乱用していないかどうかを調査する責務を負っている。委員会が直面している批判には、委員会に報告される議員の行動規範違反の疑惑のほとんどが取るに足らない些細なものばかりであることはもちろん、その調査に時間がかかり過ぎることや調査実施方法に対するものも含まれている。労働党・保守党・自民党（三大政党）の一部議員は、委員会は実際にはありもしない行動規範違反を報告された議員がそれを恨んで、その仕返しとばかりに他の議員の行動規範違反を報告するという報復合戦を促すだけの存在でしかない、と批判している。ごく最近では、ウェストminster区議員の公営住宅不正払い下げ事件に関して議会事務局職員間で違反行為が行われていたという証拠をマスコミに暴露した同区の野党議員について、委員会が調査したことが批判されている。その他に注目を集めている事例として、イズリントン区（ロンドン）のベテラン自民党議員数人に対して行われた告発があり、彼らは全く実務経験のない女性をただ自民党の熱心な支援者であるという理由だけでイズリントン区の事務総長の役職に任命した疑いもたれている。委員会はまたケン・リビングストン・ロンドン市長のユダヤ人記者に対する差別発言問題<sup>9</sup>に関する調査のことで新聞の記事となった。

<sup>7</sup> ドンカスターの議員が視察旅行の際にホテル代や遊覧費用として過剰な費用を支出していた事件。

<sup>8</sup> ロンドン中心部にあるウェストminster区は保守党の有力な地盤であり、同区を支配していた保守党リーダーであるシャーリー議員ら3名の保守党議員及び幹部職員が共謀し、選挙を有利に進めるために公営住宅を保守党の潜在的支持層である裕福な階層に払い下げたとされる事件。シャーリー議員が大手スーパーマーケットチェーンのTesco創業者の娘で資産家であることや、外部監査官が報道機関を使って情報操作を行ったとの批判を受けるなど話題の多い事件であった。

<sup>9</sup> ケン・リビングストン市長が今年2月上旬に、夕刊紙「イブニング・スタンダード」に勤める記者に対し、ナチス・ドイツのユダヤ人強制収容所の看守になぞらえる差別的発言をした問題。

保守党と自民党の野党両党は委員会の廃止を要求しているが、政権の座にある労働党の閣僚議員でさえも委員会の存在には業を煮やしており、野党からの追求に対しても十分な擁護答弁を行っていないと言われているほどである。さらには、要職でない国家公務員を可能な限り、高額な事務所維持費がかかるロンドンからマンチェスターに移転させるという国家公務員の配置転換計画が現在中断されているが、これは委員会が廃止されるという憶測が一因となっている。ほとんど全ての関係者は、委員会がこれまで十分な実績を挙げていないこと、また地方自治体の構造は委員会がなくとも腐敗防止に対する最も有効な手段であるマスコミによる監視と警察による捜査によって、ほぼ全ての不平や不満に対処できること、で意見が一致している。委員会はこれまでに約 1 万件の調査を実施したが、何らかの行動規範に違反していると判断されたものはそのうちわずか 7%のみである。

しかしながら、委員会はこの廃止要求に反論するため行動規範 (Code of Conduct) の改正について政府と協議を行い、改正提案書を発表した。その提案の一つは、議員のマスコミへの情報提供行為が公共の利益となることが証明される場合には、議員は行動規範に違反する疑いのある行為でもマスコミに情報を提供できるという権利に関するものである。ウェストミンスター区の野党議員がマスコミに暴露した事例では、委員会は議員のマスコミへの情報提供行為が公共の利益となることに異議を唱えてはいないものの、委員会が彼に対して何の行動も起こさなかったという事実は差し置き、議員の行動そのものが行動規範に法的に違反していることを指摘したのである。また、提案では、議員の私生活に関する行動は委員会の調査対象から除外されることとされており、このことは勤務終了後の自宅への帰宅途中にユダヤ人記者とのやり取りの中で起こったケン・リビングストン市長の差別発言問題の事例は、委員会の調査対象とはならないことを意味している。また、議員によるカウンスル (自治体) 職員への圧力行為を犯罪と認定することにより、カウンスル職員に対する議員の行動規範を強化することも新たに提案している。さらに、委員会の設立当初から出ていた批判に答えて、議員が公表しなければならない経済的利害関係及び事業的利害関係の項目数が減らされる予定である。しかしながら、この改正提案がこれまで出ていた批判を受け入れる形で作成されたにもかかわらず、委員会の存続反対者は依然として廃止要求を続けている。

(参照)

<http://www.standardsboard.co.uk/Pressoffice/Currentpressreleases/title,3357>

[.en.html](#)

<http://society.guardian.co.uk/localgovt/news/0,8368,1563130,00.html>

<http://www.epolitix.com/EN/News/200509/693c743e-fd94-4682-8090-c26f5b422237.htm>

## ドイツの総選挙の結果【ドイツ】

2005年9月18日(日曜日)にドイツの総選挙が行われた。5月にあったノルトライン・ヴェストファーレン州の州議会議員選挙で、シュレーダー首相の社会民主党(SPD)が政権を失った結果を受けて、シュレーダー首相が総選挙を一年間早めたため、2006年の任期満了を待たずに前回から3年後の総選挙となった。

選挙戦の開始時には、16州のうち13州にキリスト教民主同盟(CDU)の政権またはCDU参加の連立政権が存在していることもあり、事実上もキリスト教民主同盟(CDU)とバイエルン州のキリスト教社会同盟(CSU)からなる保守勢力が大きくリードしていた。また、各政党がキャンペーンの冒頭に出す首相候補ではCDUがアンゲラ・メルケル女史を看板に挙げたので、ドイツで史上初となる女性首相誕生が可能となった。メルケル女史はCDUがコール前首相の党財政スキャンダルを乗り越えるために行われた人事で2000年に党首となった。2002年の総選挙ではバイエルン州のシュトイバー州首相が党の連邦首相候補を勤めたが、シュレーダー首相に勝つことができなかったため、今回の選挙ではシュトイバー州首相自身がメルケル女史を候補に推薦した。

選挙戦は序盤は活発ではなかった。特に野党の政策が明確に表現されなかった期間が長かった。与党と首相の政策はこの三年間で追求した改革にはっきりと現れていたが、野党の政策はそれほど明らかではなかった。メルケル女史が8月中旬にリーダーシップ・チームを発表した際、やっといくつかの政策が明確となった。その政策のうち、所得税の統一税率などの根本的な大改革や付加価値税の税率を上げるなどの政策は党のイメージに大きな影響を与えた。

また、ノルトライン・ヴェストファーレン州の選挙の後、左翼の政党では様々な動きがあり、結果としては東ドイツ出身の民主社会党(PDS)そして社会民主党(SPD)から分裂した「仕事と社会平等のための政党」(WASG)が協力することになった。両党は統一党を目指したが、選挙戦に間に合わなかったため、選挙期間中は法律が許す範囲内での協力に留まったが、SPDより左寄りの政党ができた。

自由民主党(FDP)や緑の党のような小規模の政党は、自党の立場を明ら

かにすることは他党よりも難しかった。緑の党は人気の高い外務大臣を務めるフィッシャー氏に依存し、主に政策より人物でアピールした。FDPは、過去のスキャンダルや出来事によってできた「楽しい政党」というイメージから脱出を試み、従来から支持が高かった裕福な有権者に経済的な自由主義の価値をアピールした。

SPDの現役首相とCDUの首相候補の唯一のテレビ議論を軸に、選挙戦の方向性が変わった。シュレーダー首相とメルケルCDU党首の90分間にわたる討論が9月4日に行われ、4つのチャンネルが同時生放送を行った。多くの国民は、この二人を直接比較する機会を増やすように求めていたが、メルケル女史はテレビ議論は一つに制限するべきであると主張した。議論が終了した後で行われた世論調査では、シュレーダー首相が勝利を収めた。メルケル女史は挑戦者であったにも関わらず、挑戦者の姿勢で首相に攻めるところか、自分の政策が攻められた場面が多かった。この議論の後に、SPDの世論調査の結果が確実に上昇傾向に推移し、CDUはポイントを失ったので、選挙戦は序盤戦よりも白熱してきた。

また、9月7日にドレスデン市の第160番選挙区で少数政党の候補が急死したため、この選挙区の投票は選挙法により、2週間後の10月2日に延期されることとなった。18日の総選挙結果が従来通りに早く発表されれば、ドレスデンの有権者の投票行動に影響を与えかねないという理由で、当該選挙区の他の候補が連邦最高裁判所に選挙結果の報道、特に出口調査を報道しないように求める訴訟を起こした。裁判所はこの訴えを妥当でないと判断し、却下したため、選挙と報道は従来通りに行われた。即座に報道された結果は全て一時的なものとされ、正式結果は10月7日の発表となったため、新しい政府の構成と新首相の選出は従来より遅くなることは選挙前から明らかであった。

18日の選挙結果は、新政府の成立のプロセスをもっと延ばすこととなった。選挙結果がはっきりとした方向性を示さないものとなったことは、実際の投票行動及びドイツの選挙制度によるものであると言える。投票率は77.7%で2002年の総選挙の79.1%に比べ、1.4ポイント減少した。1998年は82.2%であったため、総選挙でも地方選挙同様減少傾向が続いている。ドレスデンの第160番選挙区の結果を受けて、正式の選挙結果は10月7日に発表された。キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟(CDU/CSU)が35.2%を獲得し、2002年の38.5%に比べ、3.3ポイント減少した。社会民主党(SPD)が34.2%で、2002年の38.5%と比べ、4.3ポイント減少した。自由民主党(FDP)は9.8%で2.4ポイント増加というよい結果を収めた。緑の党は8.1%で1.1ポイントの減少となった。唯一大きく勝ったと言える政党は8.7%で4.7ポイント増加した旧東ドイツ出身の民主社会党(PDS)と新しく成立された仕事と社会平等のための

政党（W A S G）であった。両党は選挙後には統合することを発表し選挙戦を戦ったが、選挙法の規制があり、協力には限界があった。しかし、結果として票を大きく伸ばすことに成功した。その他の政党にも4%の票が集まったが、それぞれ5%超という議席阻止条項を超えることができなかつたため、議席にはつながらなかつた。

ドイツの選挙制度は日本と類似しており、国会は選挙区で直接選ばれる議員と比例代表制で選ばれる議員で構成される。有権者には2票があり、第1票では選挙区の候補を選び、第2票は政党を選び、それにより、配分される議席の数が決定される。ブンデスタクと呼ばれる国会には定数がなく、比例代表制度で決定された議席数より直接選挙区で選出された議員の数が多い場合、この議席はその政党に過剰議席として追加される。ドレスデンの第160番選挙区での投票が10月2日に終了した時、多くの有権者は、第2票では自分の支持する政党ではなく、他の政党に投票する、いわゆる戦略的投票をしたことが明らかになった。C D Uが選挙区の議席を獲得したが、第2票の方にはS P Dや小さい政党の比率が高かつた。この2週間後の投票により、政党の州別の配分リストにはいくつかの変化があり、その動きを通して、ドイツの選挙制度の欠点も明らかになった。超過議席は全体の比例制度の結果をゆがめるなどの問題は、将来に改革する必要があるとの呼びかけもある。

現在では、選挙の結果により新国会の議席配分は以下の通りとなる。全議席数は614議席で前議会と比べて11議席の増加であり、16議席は超過議席である。そのうちにはC D U / C S Uは226議席で前議会と比べて22議席の減少である。S P Dは222議席で29議席の減少である。F D Pは61議席で14議席増加である。今後は左党と呼ばれるP D S / W A S Gの連盟は54議席で、前の2議席と比べて大きな議席増加である。緑の党は51議席で4議席の減少である。新左党が真の勝利者であるように見えるが、新連立政権の与党には入らないと予想されている。

今回の選挙結果により、シュレーダー首相が前倒した選挙で目指した状況の明確化どころか、ますます状況が不透明になり、新政権が誕生するまで時間が通常よりかかる見込みである。ドイツ選挙の1週間前に実施された日本の総選挙結果とは大きく異なつた。選挙後3週間以上経つた時点で、S P DとC D Uによる大連立政権となることは確定している。シュレーダー首相は引退を発表し、メルケル女史が首相を務めることで合意したが、その代わりに内閣の半分以上の大臣ポストはS P Dに配分されることとなっている。政府の最終的な形は10月18日の選挙後初の国会開催時に決定される。また、国会の選挙結果審議会には既に60件を超す一般市民や政治家からの異議申立が提出され、その中のいくつかは連邦最高裁判所への訴訟となる可能性がある。この選挙はあら

ゆる意味で例外的な選挙であり、今後新政権の誕生以上に影響があることは違う。

#### 参照

Der Bundeswahlleiter;

<http://www.bundeswahlleiter.de/bundestagswahl2005/presse/pd391211.html>

Der Spiegel im Internet,

„Die Wahlergebnisse im Überblick“,

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,372447,00.html>

„Dutzende Anfechtungen gegen die Wahl“,

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,377980,00.html>

Website Wahlen und Wahlrecht, „Wahlrechtsreport der Nachwahl im Wahlkreis 160 Dresden I“

<http://www.wahlrecht.de/news/2005/nachwahl-2005.htm>